

ID: 1756

担当部署: 市民部 市民課 戸籍住民係

<b>処分の概要</b>	個人番号カードの有効期間内の交付		
<b>法令名 根拠条項</b>	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令 第29条		
<b>法令番号</b>	平成26年総務省令第85号		
<b>【基準】</b>	<p>省令第29条の規定による。</p> <p>(個人番号カードの有効期間内の交付の申請等)</p> <p>第29条 個人番号カードの交付を受けている者は、当該個人番号カードの有効期間が満了する日までの期間が3月未満となった場合、国外転出者向け個人番号カードの有効期間が満了する日までの期間が3月以上1年未満となった場合又は追記欄の余白がなくなった場合その他住所地市町村長が特に必要と認める場合には、第24条の規定にかかわらず、直接に又は住所地市町村長を経由して機構に対し、当該個人番号カードの有効期間内においても当該個人番号カードを提示して、新たな個人番号カードの交付を求めることができる。</p> <p>2 住所地市町村長は、前項の求めがあった場合には、その者に対し、その者が現に有する個人番号カードと引換えに新たな個人番号カードを交付しなければならない。</p> <p>3 前項の規定により交付される新たな個人番号カードについて第26条の規定を適用する場合には、同条第1項中「個人番号カードの有効期間」とあるのは「第29条第2項の規定により交付される新たな個人番号カード(以下この条において「新たな個人番号カード」という。)の有効期間」と、「個人番号カードの交付を受ける者」とあるのは「新たな個人番号カードの交付を受ける者」と、同項第1号中「個人番号カード」とあるのは「新たな個人番号カード」と、「10回目」とあるのは「10回目(従前の個人番号カードの有効期間が満了する日までの期間が3月未満となった場合に該当して新たな個人番号カードの交付を受ける場合にあっては、11回目)」と、同項第2号中「個人番号カード」とあるのは「新たな個人番号カード」と、「5回目」とあるのは「5回目(従前の個人番号カードの有効期間が満了する日までの期間が3月未満となった場合に該当して新たな個人番号カードの交付を受ける場合にあっては、6回目)」と、同条第2項中「個人番号カード」とあるのは「新たな個人番号カード」とする。</p>		
<b>標準処理期間</b>	30日		
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	平成28年7月1日	<b>最終変更年月日</b>	令和6年7月31日